

【各種加算】

地域区分（名古屋市）1単位当たり＝11.05円

サービス名	内容	区分	単位数 (単位)	自己負担額 1割(円)	自己負担額 2割(円)	自己負担額 3割(円)	該当 非該当
初回加算	新規または、入院などにより2か月以上利用がなかったご利用者に対して、初回利用した同月内に、サービス提供責任者が訪問した場合に算定できる加算です。	1月につき	200	221	442	663	該當時のみ
緊急時訪問 介護加算	計画にない緊急のサービスを提供した場合に算定できる加算です。	1回につき	100	111	221	332	該當時のみ
早朝・夜間・深夜加算	早朝（6時～8時）	1回につき	ご利用した所定単位数に				該當時のみ
	夜間（18時～22時）		25%が加算されます。				
	深夜（22時～6時）		ご利用した所定単位数に50%が加算されます。				
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	職員の賃金の改善に関する計画を立て、職場環境の改善などに取り組んでいる事業所が算定できる加算です。	1月につき	ご利用したサービス総単位数に13.7%が加算されます。				該当
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	職員への賃金改善の計画を行い周知している場合に算定できる加算です。	1月につき	ご利用したサービス総単位数に4.2%が加算されます。				該当
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等の処遇を改善することを目的に2022年の臨時介護報酬改定で創設された制度です。	1月につき	ご利用したサービス総単位数に2.4%が加算されます。				該当
特定事業所加算（Ⅰ） R6.1～	専門性の高い人員を配置し、介護度が高い利用者等にも積極的に介護サービスを提供している事業所を評価する目的の加算です。	1月につき	ご利用したサービス総単位数に20%が加算されます。				該当

介護報酬の改正や事業所の体制により変更する場合があります。

その際には都度連絡させていただきます。